

手当というものは、例年ある程度、場合によりまして国家公務員を上回って支給されておるのでございますが、予算措置としては年間を通じて二カ月分しか計上してございませんで、業績が悪い場合には、手当を今度も国家公務員と同じに出すことといたしますれば、かりに業績手当が一つもないというところを考えると、〇・五五を出さなくちゃいかぬという形になります。しかし今までの状況から見ますと、悪い場合には国家公務員並みにする、いい場合にはそれを上回って支給する、こういうようなことも非常に不合理な点があるのじゃないかというので、これは三公社を担当しておられる労働大臣と財政当局の方とで今折衝されております。大体話が落ちついたように聞いておるのでありますが、まだはつきりしたことを私承知いたしておりません。

○受田委員 これはとかく論議の中心になる問題であります。国家公務員の一般の公務員とそれから一般公務員であつても現業に携わつてゐる公務員と、公社職員というものの手当の關係は、はなはだデリケートな問題がある。そして一方で優遇措置を講ずれば、他の方にもこれが波及するというような關係になつておるわけでありませう。相互の公平が期せられなければならぬといふことは、これは政府としても十分考慮しなければならぬことだと思ふのです。従つて今労働大臣と大蔵省その他ともいろいろ話をして、何とか一致した見解が出たように今、長官答弁されたと思うのですが、それはまだ発表の域に達していません。達しておるとすれば何かの方法で確かめてい

ただいて、長官より御発表願ふといふと思ふのです。

○今松政府委員 私は非公式に今申し上げたようなことを聞いておりますが、御承知のように三公社と郵政の方の問題は、団体協約でこれからきまることとありますから、その結果どういふような結果になるかは、ちよつと私も予測できませんが、もし必要があれば私の方から聞きましますし、また財政当局から直接お聞きを願つた方が正確ではないかと思ひます。

○受田委員 これは団体交渉で実を結ぶことになりましかれども、政府が団体交渉に先だつて意思表示をすることによつて、団体交渉はあたかも草木の風になびくがごとくに解決するわけですから、それが常に従来政府の態度が難渋であつた關係で進行がおくれであるいは紛糾した、こういうことになつておるのでございませう。政府が期末手当に關する部分については率先して現業、公社の職員に對しても何かの形で優遇されるような意思表示をすることによつて問題の解決はきわめて簡単にいくと思ふのです。そういうことについてもう一度御見解をただしたいと思ひます。

○今松政府委員 その分につきましては、私ははつきり責任をもつて申し上げられないのでございませうが、私どもの氣持としては国家公務員と同じ程度の期末手当が出してほしい、こういう考へ方で極力応援をいたすつもりでおります。

○受田委員 大蔵省の方はどなたが御出席でしょうか。

○前田(正)委員長代理 給与課長です。

○受田委員 今松さんにお尋ねすること

とが適切でない面としては、一般公務員以外の職員の給与に關する予算關係になつてくると思ひますので、これは大蔵省へお尋ねしたいと思ひます。給与課長さんで今の特別會計及び公社の職員の期末手当に關する部分のお答えができればよろか。

○岸本説明員 ただいま事務的に考えております段階のことは申し上げられと思ひます。

○受田委員 今総務長官から特別會計に〇・一五の期末手当を増額する場合の所要予算額が十億と踏まれたわけですが、この十億の中身はどういう算定基礎になつておるか、お示し願ひたいと思ひます。

○岸本説明員 特別會計の十億と申しますが、このうち五現業のいわゆる公労法の適用ある職員の部分が八億、その他の一般の特別會計が二億ということになつております。これは単純に〇・一五月分だけを増額する場合に、予算上どれだけの増加となるかを単純に計算したものであります。

○受田委員 きわめて単純に計算をして十億という数字が出たということとございませうが、これは現業關係にはさつき申し上げたような、従来業績手当の形で支給される手当が出ておるわけですが、これはまたそれらとの關係で今後さらに〇・一五よりも上回る結果が出るかもしれないし、期待が持てると思ふのでございませうが、しかし大蔵省としては、現業の職員と一般會計の對象となつてゐる職員との期末手当に關する均衡を常に保つという努力はしておられると思ふのです。その均衡をどういふふうに保持しようかといふことについて、事務的に配慮して

とが適切でない面としては、一般公務員以外の職員の給与に關する予算關係になつてくると思ひますので、これは大蔵省へお尋ねしたいと思ひます。給与課長さんで今の特別會計及び公社の職員の期末手当に關する部分のお答えができればよろか。

おられる点を伺ひたいと思ひます。

○岸本説明員 三公社五現業のこうした期末手当の額の取扱ひにつきましては、御承知の通り予算の上におきましては、一般公務員より若干少い程度にいたしておりますが、別途業績賞与制度がございまして、業績のいいときに公務員以上の期末手当が出る、悪いときには出ない、制度の建前はさうに相なつておるわけでありませう。ただ従来の実績を見ますと、三公社五現業は給与総額という制度が別途ございまして、給与総額の中の金は自由に使えるという建前になつております。一般会計のように會計上の制約はございませぬ。そうした面ではある費目で余つた金を別に回せるというやうな融通性もございませう。そうした面と、それからさうした業績賞与制度というものをあわせまして、過去の実例に徴しましたら、相当公務員を上回る期末手当が毎年支給されておるわけとございませう。そこで本年度の問題といたしましてはどう考へるかといふこととございませうが、本年度は昨年までとはちよつと状況が違ひまして、三公社五現業のうちの四現業につきましては、業績賞与制度はなく、そのかわり期末手当の予算額は一般公務員と同様に計上する、予算には二・四月分が公務員と同様に計上してございませう。従ひまして、一般公務員について〇・一五月分を増額するといふことになりませうと、四現業についても〇・一五月分をやはり支給する、余分に出す、これはやむを得ないことかと思ひます。その方の財源措置につきましては、やはり公務員は一応人件費の節約というラインで参つております

ので、四現業におきましても給与総額の節約をやつて参りたい、かように思つております。もう一つの四現業を除きました三公社、郵政につきましては、昨年と変らざる従前同様の業績賞与制度があります。給与総額内の移流用という面もありますので、〇・一五月分を公務員並みにふやしたいといふこととありましたら、今後の業績とにらみ合せまして支弁できるものは支出していただく、こういうことに相なると存じます。

○受田委員 そこで大蔵省にも一つ追加してお尋ねしなければならぬのでございませうが、既定経費の節約、特に人件費等の節約で期末手当増額分をまかなうといふ御計画に對して、一つ数字をお示し願ひたいのですが、各省別にどのくらい今既定経費で節約してそれに回されるようなものがあるのか。非常に行き詰まつた省庁もあるうし、余裕のあるところもあるうと思ひますけれども、そうした節約し得る可能性のある経費が、各省庁別にどういふふうになつておるか、お示しを願ひたいと思ひます。

○岸本説明員 各省庁別の数字はちよつと今手元に持つて参りませうでしたが、最近調べました実情では、人件費節約で〇・一五分についてやつていけるという見通しは確実でございませう。ただ、ちよつと先回りして申し上げて恐縮でございませうが、〇・一五月分の余分の金がかから出てくるかといふ御懸念があらうと思ひます。その点を申し上げますと、一般會計に限らず、定員を建前に組んでおります。定員五千名なら五千名に對してこれだけの給与を組むといふ前提に立つており

ます。ところが年間のいろいろな職員の新陳代謝もございまして、職員の高給者がやめて低い給料の人が入ってくる。そういったしきと、そこで若干の給与の余裕が出てくるということになります。あるいは古い人がやめて、あたから新規補充する間の時期のズレもございまして、その間の欠員もあるわけでございます。そういった新陳代謝の関係で、ある程度の金が出て参ります。もう一つは、国の官署が、ことに末端の官署が非常に細分されております。そこで給与の支払いに過不足ないように金を払わなければならぬわけでありまして、各省の執行予算を把握いたしました場合には、ある程度の余裕を見て配賦しているというのが実情であるわけでありまして、そういった二つの面から大体人件費の1%程度のものは、どうしても技術的にやむを得ず余ってくる。定員を前提として組んだ予算ではございまして、そういった面から1%程度の金は必然的に余ってくる、これが例年の実情であります。それで大体本年度の〇・一五は、年度末まではそれだけの余裕は出てくる、かような見通しであります。

○受田委員 1%程度は従来の実例から見て人件費の中からだけでも余る。定員はど手一ぱい採用していないところもある、それから俸給金額の低い人を入れるというので、そういったところから出てくるという御説明であります。そうなりますと、定員法の関係でお尋ねしなければならぬ問題になってくるのですが、それへ入る前にもう一つ岸本さんにお伺いしておきたいのですが、一般行政費の中からできるだけ節約してそれへ回そうという考

え方であると、これは非常に問題が第屈になる。という点は、今度新給与法の適用をする場合に、できるだけ優遇措置をとりたいという人事院としても配慮を考へまして、一度七月末で切りかえたときにおいて、さらに十月は正といふものを考へて、なるべく等級の高ところへ格上げしていきたいという考へも持つておられたようです。そういうことになりましたと、新しい給与制度と比較して今お説の1%という人件費が余り得ない公算がありはしませんか。いかがでしょうか。

○岸本説明員 大体先般の附帯決議を尊重いたしまして給与法は実施されておるわけでございます。それに沿つての所要額を概算いたしまして〇・一五月分というものが出てくるという予想でございます。これは各省庁から実行見込み額を徴しております。各省庁は自分のところで足りないものを余るといふ報告はとうていいたすはずはないわけでありまして、各省庁の御報告を用いたしておりますわけでありまして、

○受田委員 省庁によつて1%余らないところも出てくると思ひます。また〇・一五の増額分に振当てる経費の捻出の不可能なところが生じた場合には、どういふ措置をとられることとしますか。

○岸本説明員 ただいまのところでは、私も人件費の中で十分やつていける、かような見込みでございます。一つは、想定であつて、まかない得ない場合のことを考へ置くことが、行政事務を担当される場合の方々の責任だと思ひます。そうしたまかない得ない場合には、たとえば予算の移流用というよりなことも考へ得るかどうかです。

○受田委員 同じことを申し上げて恐縮でございますが、ともかく人件費の中でまかない得るといふ各省庁の確信の上で今度の法律案を提出しておるわけでございます。仮定のこととして、万一まかない得ない場合にはどうするかという場合に、これはもう支払つた以上は何らかの措置はあつてとらなければならぬかと思ひますが、今のところではそういった懸念は全然ないと考へております。

○受田委員 これは非常に安易な考へ方をされておると思ひます。今度の給与の切りかえで必ずそういうところも出てくるし、それから各省の報告を私お伺いして——これはいづれ数字でこゝへ御報告願ひたいと思ひますが、各省庁がどれだけ経費が余つておるか、〇・一五の割当にする経費として余裕が十分あるというような報告が各省庁別にされておれば、私安心できると思ひますが、それを一つお願いを申し上げたいということ

です。それからもう一つ、地方公務員の関係になるのでございまして、地方公務員は国が全額を負担してくれば問題はないこととございまして、国が負担する部分といふのは、ごく一部の義務教育学校職員程度のものであつて、その他そこまの国の恩恵に浴する人があるだけで、あとは地方が、これは負担しなければいけません。地方がこういった期末手当の増額部分を負担するといふことになると、特に再建団体など、これは大へんなことだと思ひますが、これに対して、今まで恒例の政府側の言ひ分は、短期融資などでその場をごまかしてゐる。そしてある期

間、きわめて短期間、まあせいぜい三カ月くらいでそれを戻さなければならぬということになってくる。これは容易でないと思ひます。これは客從つて、地方ではそういうやっかいなことをなるべくやめて、国が〇・一五を出しても、地方は出すことを遠慮しようというところさへも出てくると思ひます。これに対して御用意がございしましょうか。

○岸本説明員 この問題は、主として自治庁の問題でございまして、私どももちょっと申しかねますが、ただ先般の〇・一五の増額の閣議決定におきましても、政府全体といたしましては、やはり人件費の節約であり、地方につきましても人件費の節約であるということと申し合せをいたしておるわけでございます。これは一般会計の方も苦しいところを考へておるわけでございます。それから同じ事情かと思ひます。特に本年度は、地方につきましては、ある程度自然増収が相当あるわけでございます。全然自費でまかなえないとまでは言ひ切れなかつたわけは考へております。

○受田委員 きよう私ちよつと急ぎの用が次に控えておりますので、早く切り上げさせていただきますが、急いで他の方々に尋ねさせていただきます。私はこの公務員の期末手当の増額措置がされると、いつも思ひます。これは、この役所にとどこから金が出るんだといふので、なるべく補正予算を組まないで、要領よく片づけよう、年末の緊急措置としてなされたプラス・アルファの期末手当の増額分の措置などでも、今までしばしばそういうことをやつてきたわけでございますが、何だ

かこういふことになりまして、
〔前田委員長代理退席、床次委員長代理着席〕
その法律は改正した、予算は要らぬのだという形、この法案が処理されることになるので、そこに法律と予算措置との間において、はなはだ不安定なものを感じしめる。ちゃんと法律にうたわれた部分が予算に組まれてあるといふことであれば、これは一番はつきりするのですが、組まれてない場合には、おそらくこれだけのものが余るだらうとかいふので、自然増収なども考へられて、それに回されるべきだといふような、こゝろ不安定な要素で片づけようといふ、この考へ方は立法措置をする場合に、同時にこれに伴う予算措置をする場合に適當な方法とお考へになるか、いやそれは全く変則であるといふふうにお考へになるか、基本的な考へ方をお伺い申し上げたいと思ひます。責任の地位にあるどなたからでもいいですから……。今松さんが一番責任があるでしょう。

○今松政府委員 私はそういう問題の責任の地位ではございせんが、たとえばただいま提案しております期末手当とか、こゝろいふような手当ての問題につきましても、私どもの考へとしても受田さんの考へと御同感でありまして、予算を組むときにもうちやんとこれだけの所要額が要る、こゝろいふような点に將來は進んでいきたいものだと考へてゐるのです。従つて私どもの担当いたしました予算を編成します前に人事院の勧告なんかがあつて、その勧告をもととして法案を出す場合には予算も組む、こゝろいふことが一番好ましい

ことだと考えております。でありますので、今までのように法律案を出して、予算は従来の予算の中からひねり出す、こういうようなことは原則としてはやりたくないと思っております。

○受田委員 今松さんは非常に良識ある政治家でいらっしゃる。私敬服するわけですが、そういう形でいくようになるべく途中から出た法案の取扱いは臨時国会が開かれておる段階だし、当然補正予算の提出もされておるのだから、少くとも地方公務員にまではね返り、総額が八十億をこえるような予算上の特別取扱いをしななければならぬというような法案については、よほどその間の関連を考へて措置をお願いしたかつたわけですね。しかし政府は今補正予算にはこれをあけていないのです。そこを私あなたのお気持ちを聞いて、この委員会としてははなはだ遺憾であるが、予算措置を法的に講ずる行政的の片づけという考へ方が根本的に間違っているというところだけ指摘して次の質問に移ります。

もう一つ、この法案の取扱いで問題になるのは、さのう石橋委員からも質問をされたことですが、通勤手当となぜ分離したかということ、人事院は通勤手当を分離することを期待したかどうか、総裁にちよつとお伺い申し上げたいと思ひます。

○淺井政府委員 人事院といはしめては、期末手当の増額と通勤手当の新設を同時に勧告したわけでございます。そして両方ともなるべくすみやかにこれを実施せられるように勧告したわけでございます。

○受田委員 同時にかつすみやかに、この二大前提を政府はいかように分離して考へられたかということ、きのお答え願つた基本的な問題以外においてお答え願ひたいことを今からお尋ねします。

通勤手当というものを軽視されたというところになりますか、あるいはこれは性格が違ふので、別に十分検討するという考へでよろうされたのが、そのどちらに属しますか。

○今松政府委員 今お話の後者に属します。

○受田委員 後者に属するというところになると、すでに勧告されて以来日月をけみすること三カ月有半、この間にいかに検討を十分なし得ないということになると、通勤手当という制度は容易ならざる難物であるということをお考え願ひたいと思ひますが、いかうでございますか。

○今松政府委員 まだ政府の方で通勤手当を出すことも出さぬことも確定的になつていない段階でありますので、私の考へとしてお聞きを願ひたいと思ひます。私としては通勤手当はぜひ出るようにしたいという考へを考へて、財政当局とも折衝をし、またいろいろの内容の問題についても検討いたしました。臨時国会までには意見の一致を見なかつた、こういうのが現状であります。従ひまして、今後とも財政当局と非常に折衝を進めまして、できれば通常国会にはぜひ出した、こゝういふ私の気持だけを御説明申し上げます。

○受田委員 今私がお尋ねした後者に属するという長官の御答弁であつたにかかわらず、次の長官の発言によるならば政府内部において出すべきか出すべからざるかについてさへも、まだ見解が一致してないということになると、これは軽視する線がはつきりしておると思ひます。出すことは見解が一致しておるが、十分検討して出さうというならば、私はこれはいいこととは思ふけれども、やや何とかが見のがせると思ひます。しかしもう出さぬでもない、やるかやらぬかについて意見があるということになると、これは私大へんな問題だと思ひます。やらぬでもいいという意見があるというならこれは軽視の意見です。十分検討してりつぱなものを出さうという気持でなく、出さぬでもいいという線があるという政府内部のこの声は、これは容易ならぬ声と思ひます。これは容易が、人事院の勧告の通勤手当に対する部分はやらぬでもいいというこの動きに對して長官いかなる見解をお持ちでしょうか。それはあなたのお気持からでもけっこうですが、もう一度確認いたしたいのです。

○今松政府委員 御承知のように、こゝういふような新しい制度ができましたときには、政府内部と申しましてはたくさんの方がおられますから、きまりますまでにはいろいろな意見があるのはこれはやむを得ないと思ひます。従つてただいまのところ私の考へを申し上げますれば、私もこれに賛同しておるものといはしましては出したい、こゝう考へて折衝しております。結局こゝういふ方向に向うものであらうということをお考へしております。

○受田委員 大体長官は、この通勤手当という給与の支給の内容で、これは低額者も高額者もなく一律に出されるという性質の給与でございます。が、この通勤手当そのものを、一般の給与の取扱ひ方の上において何か実費弁償的な性格のものとして処理する程度のものであるというふうにお考へでしょうか。あるいは公務員の給与の性格論からいつたら、やはり公務員の体面を保持し、その生活を守るという基本的な給与の体系の中へ考へるべきものとお考へになるか。その考へ方がやはり取扱ひ上の大事な要件にもなると思ひます。そのいづれにお考へになつておられますか。

○今松政府委員 公務員制度調査室長からちよつとお答えをいたささせていただきます。

○増子政府委員 ただいま受田さんの御質問でございますが、通勤手当の性格をどういふふうにお考へるかという問題であらうと存じます。率直に申し上げますと、その点が実は非常に根本的な問題でございます。いろいろ性格を論議して参りますと、実はこの通勤手当といふものは非常にむづかしい性質のものでございます。私も今考へておりますところは、結局せむじ詰めますれば、やはり実費弁償的な性格の強いものではなからうというふうにお考へております。ただし給与というところでございまして、いわゆる実費弁償ではございませんが、給与ではありますけれども、その金額の算定等に当りましては、やはり実費弁償的な要素といふものが非常に強いものではなからうかといふふうには考へております。

○受田委員 人事院が勧告された精神はこの前同つたのでございしますが、当時私はこゝにおいでになる淺井総裁に、これが突然出されたやうな印象を国民に与えておる。従つて長期にわたつて御検討されたとしたならば、今こゝろこれが出されるよりも、すでに民間においては一般の給与に合せて支給されておるところが多いのだから、もうとつてこれには出されていなければならなかつた。ただこれが給与の改善、こゝにベース・アップとかいふ形に持つていくのは今の段階では非常に困難でありますので、これをそれにすりかえたやうな印象を受けるおそれがあるというところを申し上げたのですけれども、総裁はそのときは別に突如として出した意味ではなくして、いろいろ検討した結果これを今回初めて出すことにおいては、何ら人事院としては良心に恥じない立場で出しているのだという御答弁があつたのです。そうしますと政府がこれだけ頭を痛めてやるほどの筋合いのものではないので、人事院がきわめて慎重に検討をして、人事院の權威を十分保持する意味において検討されたとするならば、これはもう率直にお認めになられて政府は同時に出るべきではなかつたか。人事院の考へ方と政府の考へ方が違ふというところがはつきりこゝへ出てきたわけですが、これは人事院の勧告を尊重するという政府の立場からは、これに頭をかしげるほどの筋合いのものではない、かようにお考へにならぬでしょうか。以前、労働大臣として、給与を担当された石田さんは、この勧告の出された直員制度後に、公務員調査会が答申した答申案の中にも、諸給与についてなるべくこれを整理統一の方向へ持つていきたいという意向があるが、この答申の精神からもこれは間違ひであるというやうな発言をされたやうに記憶しておるのです。こゝういふことについて

は、給与担当者として何かその間に前任者との間にそのような問題を通じてでも連絡がございましたでしょうか。

○今松政府委員 この問題については特に前任者との引き継ぎはございません。

○受田委員 そうしますと、ここで今松さんは率直に、従来の行きがかりを捨てて、人事院尊重という線で勇敢に踏み出されてはいるかですか。政府部内の反対派の意見など、あなたのツルの一声でどうかありませんか。

○今松政府委員 私も就任以来人事院の勧告は尊重して、なるべくその通りにやるように今まで処置して参ったつもりでございますが、あらゆる問題を全部私が解決し得るかどうかという点とはちよつと申し上げられませんが、私のあとに限りはそういうような方針で進んでいくつもりでございます。前の石炭、薪炭手当の問題も、今度の期末手当も人事院勧告通りにこれを政府が尊重した、こういうことでござい

ます。

○受田委員 通勤手当制度の実施期は、よし通常国会にこの法案が提出されようとも、一月へさかのぼるとかあるいは十二月へさかのぼるとかいう形をおとりにいたしますか。

○今松政府委員 その点がまだきまつておりませんので、まことに遺憾でございますが、御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 一応の構想をもつてこれが立案を計画しているというくらいのことでは発言されても、それは自分の構想であるというので、よしあとから反対派が強力にあなたを弾劾しようとも、それは許されることだと思ひます。

ので、あなたの御見解を堂々と御宣明になるというふうにして政治責任をおとりになる方が、私は初代の総務長官になりたあなたとの道ではないかと思ひますが、どうですか。

○今松政府委員 非常に御好意のある御質問でございますが、これを次の国会に提案するとかかりにいたしました。その実施期を一月からにするか、またあるいは明年度の四月からにするかという点ににつきまして、まだきまつた構想はございません。私だけの考えから御承知願いますれば、私はなるべく早く実施するようにいたしたい。これを一月からとか二月からとかいうようなことを申し上げることを、ちよつとかんべんさしていただきたいのですが、出すとすればなるべく早く支給したい、こういうような考えを持っております。

○受田委員 これに伴う予算は年間を通じてどのくらい必要とするのか。それから来年度一月から実施するとならば幾らかかるかというふうなところ、その二つをお答え願ひます。

○今松政府委員 大休年間七十五億くらいと思ひますが、数字でござい

ます。

○増子政府委員 ただいまの所要額でございしますが、実は内容が確定いたしませんと所要額の推定ということも困難でございしますが、一応人事院の計算をされた単価を基礎にしまして大蔵省で調べていたところでは、これは年間の経費でござい

ます。

が、一般会計では二十三億、特別会計では十三億、それからその他政府関係機関でありますとか、あるいは地方公

共団体等をあわせると、合計して、ただいま総務長官は七十五億と申し上げましたけれども、七十八億という数字が一応出ております。これは一応内容というものを人事院の計算された通りの基礎でやつた場合の数字でござい

ます。なおかりに実施期を一月からということにいたしますれば、この四分の一のことになるわけでございます。

○受田委員 予算的に見ても、十九億五千万円程度で一月から実施できるわけなんです。そうしますと、期末手当の増額に断然踏み切られた政府としては、あわせて人事院勧告が同時にかつすみやかにという原則を打ち立ててい

る以上は、今からでもおそくないのです、まだ間に合ふのですから、あすでなければ予算は上らないのですから、大急ぎで修正案を出しになるべきじゃないかと思ひますが、人事院總裁はそれを御希望されますかどうかです。

○浅井政府委員 人事院としてはなるべくすみやかに実施していただきたいと勧告に書いておるのでござい

ますから、その通りであります。

○今松政府委員 この問題につきまして、今受田さんはあす出せば間に合ふとおっしゃいますが、あまでにとて

も私と大蔵大臣の話がきまると思ひれませんが、今回の臨時国会には間に合はない、こういうふうに申し上げたいと思ひます。

○受田委員 きわめて悲観的な御発言があつたのでございしますが、これはもう常識的措置をしてもいい段階に来ていると思ひます。通勤手当に対する論争は一応終つた段階でいいと思ひ

ます。これは通勤手当の性格をどういうふうに考えるかというところで、給与そのものの性格論を政府部内で論議している時期じゃないと思ひます。みんな公務員の生活の実態というものを考えるときに、少くとも人事院が勧告した人事院の勧告の仕方のみずいところはわれわれが追及するので

すから、それで政府としては人事院の勧告を尊重すると表明されているので、すから一言明していただければ、私はあまり文句を言わねけれども、人事院の勧告を尊重すると表明をされている政府として片手落ちな措置をされていることに對して、私はお尋ねをしているのです。結局これは六百万を最高とするのでござい

ますから、予算的には大したことになるかということ、もう一つは公社の方へのはね返りなどは、国鉄の職員はバスがあるというので、これは計算しておられないのじゃないかと思ひますが、そういうことはどうなつておるのでしょうか。

○今松政府委員 三公社は大体において支給をいたしておりますので、はね返りはないと思ひます。

○受田委員 ところが今室長の仰せられたところによると、政府関係機関、地方公務員等を含めて七十八億ということでありますが、政府関係機関にはね返りがないということになりますと、どういふことになりますか。

○増子政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、一般職員と同じようにやつた場合の所要額はどのくらいかという意味で金額でござい

ます。従ひましてそれは予算上どういふふうなことになるか、既定経費の組みかえといふような問題も出てくるかもしれませ

んが、そういう意味で所要額という点だけを申し上げたわけでございます。

○受田委員 通勤手当論争はもう論争の段階を過ぎて実施の段階に来るべきだと思ひます。われわれにおきましても、人事院がこの通勤手当を今突如として出したことに對して非常に疑義があることは、先般来種々お尋ねした内容でおわかりいただいております。のですが、しかしすでに矢はつるを放たれたのです、勧告として現に政府と国会に出されたこの案をいかに実施する

かという段階であつて、しかも公務員の生活に多少でもプラスになるといふこの勧告内容であるならば、財政的にも大した影響はないとするならば一つ踏み切りを早くしていただきたい。長官は今すみやかにというお気持ちを示されましたので、おそろしくかへ悪くても来年度一月というところにならうと思

ひます。すまやかに同時にこの二つを実現するために十二月にさかのぼるという考えも、そのすみやかにの中にあるかないか、一つお伺ひをした

○今松政府委員 人事院の總裁は同時にすみやかにやれ、こういうふうな勧告だといふお話でありましたが、私どももその勧告を尊重いたしておりますが、この期末手当というものは十二月中にどうしても支給しなければ迷惑がかかるわけでございますから、これをこの臨時国会がございましたのを幸ひに提出したような次第でありまして、通勤手当の問題を十二月にさかのぼつてやるような考えがあるかというこ

つきましては、すみやかにのうちにに入るかもしれないが、私は今年度の十二月から支給するということにはちよつとむずかしいのじやないかと考えております。

○受田委員 期末手当の方はもうやむを得ないという今お言葉があつたわけですね、これはやはり大事な問題だと思ふのです。期末手当はやむを得ないが、通勤手当はやむを得るといふことになるのでございましょうか、ちよつともう一度そこを聞きたい。

○今松政府委員 言葉が足らなかつたと思いますが、期末手当は十二月に支給いたしますので、これがもし通常国会にこの法案をあげまして、それでかりに通るのが十二月十五日よりおそくなつた場合には差し上げるのが非常におくれることになる、そういうような關係を考慮いたしまして、取り急いで提出した、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○受田委員 そうしますと通勤手当の方はそうした政治闘争などのうち外の問題だとしてお考えになつたのでございましょうか。

○今松政府委員 そういうわけじやありませんが、政治闘争というよりなものは全部抜きにいたしましたこの問題が財政当局その他の意見が一番早くきまつたものでありますから、それで出したのでございまして、そういう政治的含みは一つありませんから、その点は御了解を願ひたいと思ひます。

○受田委員 人事院は厳として今日存しておるのです。しかもそこに数百名の陣容を擁して、長期にわたる理論的論争を通じて得た結論がこの勧告になつておるのです。しかも今總裁は私の

意見と全く同じ、明日でも出すことを御希望しておられるのです。だからこれは長官とされては、私はこれ以上申し上げませんが、通勤手当制度の創設——これは創設ですからね、今までの法律の一部改正と違つて、新しい一つの給与の費目がここに入るのですから、その数字を要するだけではないとして、新設せられるところに意義があるのだ、今あなたのお考えで通常国会に出されたとしても、その実施を既往にさかのぼるといふような考えでやれるというところをもう一度確認させていたがたいのですが、法律的に既往にさかのぼることは困難だといふ法理論者がおられます。しかしその支払いが事実おくれるような形で、諸種の情勢で法律の制定がおくれたといふときにはやむを得ない措置であるはずですから、それは認めていいと思ひますが、既往にさかのぼるような法律を出して、これを御承認願ひたいという形をとられますか、どうですか。

○今松政府委員 ただいま受田さんの御質問のような点を十分頭に置いて検討したいと思つております。

○受田委員 定員に關係してもう一度お尋ねしておきたいのですが、今岸本さんからの御説によると、定員はゆとりがあるようにしてある、従つて、定員一ぱい採用してないところが多いことだし、かつ安く済む人も多い、こういうことになりまして、定員法の尊厳さというものはなだ薄くなるわけですね。しかし行政機関職員定員法を振り回しておられる行管としては、定員のワクを広げることが常にちよちよとされているけれども、実態は定員にゆとりがありながらも、常勤労働者

などで、定員法の職員以上の残酷な業務に従事しておられるたくさんの方々があるわけなんです。これを放置して定員にゆとりがあるといふことは私許されないと思ひますが、いかがでございましょう。

○岡部説明員 お答え申し上げますが、定員にゆとりがあるとは岸本課長が申し上げたはずはないのであります。また私といたしまして、現在の定員法にゆとりがあるとは考えておりません。

○受田委員 ゆとりがあるとは考えていない……しかし事實は定員一ぱい採用してないといふこの問題はいかが考えられますか。

○岡部説明員 御承知の通り、定員法の定員は六十余万何れがございまして、これに對しまして毎月補充状況を徴しておりますが、大体七千前後の欠員が各省を通じてございまして、これはいろいろ人事のやりくりその他におきまして、技術上やむを得ない過程から生ずる欠員でありまして、このような大規模な定員の場合におきましては、最小限度の欠員が出てくるのは當然でございまして、欠員が若干あるからといって定員にゆとりがあるとは考えておりません。

○受田委員 それは技術上の問題だといふことになると思ひます。定員法がいろいろこまかい規定を附則に掲げていろいろ各省の融通措置もとるようになっておるようですね。未帰還公務員の場合も、これに入れてないような規定まで入れて非常に厳格にやつておるわけですね。ところが、この定員というワクのために、救われざる多くの人がたくさんおられます、これがいわ

ゆる今の常勤職員という形で苦勞しているわけですが、最近におけるこれらの職員の採用方法は、全く公務員試験の合格者と同一標準の試験をもつて採用しておる実情でもあるし、これらに對して、政府が定員法の定数を相当ふやす計画をされておると聞いて、われわれとしてもいささか同感の意を表しておるわけですが、どういふ構想で定員法の定数を広げようとおつておるのか、その構想をちよつとお示し願ひたい。

○榊原政府委員 この定員外職員の定員の問題につきましては、政府といたしましても深い関心を持つておるところでございまして、公務員制度を改正いたしませんと、その眼界にありませんものにつぎましてはなかなか解釈がむづかしいのでありまして、公務員制度の改正を待つて抜本的にこれを解決いたしたいと存じておるのでございまして、もしも公務員制度の改正案が早期に反しまして次の通常国会に間に合はないといふような場合におきまして、この定員規模の適正化を促進する意味におきまして、必要な手直しはいたしたいと考えておるのでございまして、すなわち今度の通常国会に定員法の改正法を提出いたしまして御審議をお願いしたい、こんなふうに考えておるわけでありまして。

○受田委員 公務員法の改正を前提とするというお言葉でございまして、先般もこの委員会でお答えいたしましたが、今松総務長官から、公務員法の大規模な根本的改正を企図しておるといふお答えがあつた。しかもそれを次の通常国会に出す用意をしておるのだといふ、こゝにいさつてあります。そうなりま

すと、それに関連して、たとえば人事院規則で定められた常勤労働者といふものをあわせて切りかえようといふことになるならば、あるいは公務員法の公務員の範囲をさらに拡大するといふような問題まで一緒に公務員法の改正を考へようとするならば、これは容易ならぬことになって、通過の見通しさも困難になる。たださうした局部的な公務員法の改正だけを企図せられるのか、根本的なものの中へ局部的なものを入れられるのか、これはもう一度一つ今松長官に伺ひなければなりません、今榊原次官の御説によれば、国家公務員法の、常勤労働者の公務員としての性格範囲といふ問題に觸れた部分だけを別に出し得るのか、あるいはさういふものは別にせぬで、国家公務員法全体の問題として出さうとおつておるのか、もう一べん一つお答え願ひたい。

○今松政府委員 公務員制度の改正といふ問題につきましては、われわれの方でいたしましては全面的改正の準備をいたしております。ところが何分にも範囲が非常に広いのと、重大問題がたふさんありますので、この次の通常国会までに全部整備して、一本化としてこれを出すということが今のところまだ見通しがついておりません。従つて私の考えをいたしましては、そういう場合にはそれと切り離して定員の問題は合理化がはかられる、こういうことになるのではないかと、こういうふう

に考えております。

〔床次委員長代理退席、委員長着席〕

○受田委員 今おしまひの長官のごあいさつによるならば、これは別に切り

離して公務員法の改正をする、人事院規則にきめた部分も法律に盛り込む場合もある、いろいろな形がある、そういう形で分けて考えるというのをあなは考えておられるわけですね、それでは一応了承します。

そこでもう一つ、これもここに数字をお持ちかどうかですが、定員法の改正に対して各省別の要求人員というのが第一次に出されておられると思うのです。その部分の数字がお手元にありますか。

○補原政府委員 常勤労働者と非常勤労働者の数ということですが、これを読み上げてもなんでもございしますから資料として提出いたします。

○受田委員 総数が幾らになっておりますか。

○補原政府委員 総数は非常勤労働者が六万六千三百三十一人、非常勤が二十八万二千四百二十一、なお詳しい各省別の数字はここに持ってきておりますので資料としてあとから提出いたします。

○受田委員 それで定員の中へ入れようとしておられる数字は六万六千の常勤労働者の中からとられようとするのか、あるいは臨時職員の中からとられようとするのか、非常勤職員からとられようとするのか、その構想を伺いた

○補原政府委員 この問題につきましては、ただいまお話がありましたように、公務員法というものがはっきり規定されますればそれに従って措置すべきであると思っておりますのであります。もし万一次の国会に間に合わないような場合におきましても、やはりこれに對しましてはお約束でございま

すから一応の手直しをしなければならぬ。そこでそれでは今お伺いになりましたどの点をどう入れようかということにつきましては、私も公共企業に對しますものにつきましては一応実態調査をやっておりますので、今集計をいたしておりますが、その数字を参考にいたしまして、ただいまの問題を適正に考えたい、かように考えております。

○受田委員 ちょっと最後があいまいなんですけれども、適正な案を練るためにいろいろ苦労しておられるようでございますが、大体国家公務員法の改正を待つまでもなく、諸般の情勢から当然直ちに手直しすべき数字というものをどのくらいに持つておられますか、そこを一つ伺いたしたいと思います。

○補原政府委員 それは次の通常国会までには具体的な数字をもつてはつきり具現したい、かように考えております。ただいま御承知の、先ほどもお話申しました公共事業に對します実態調査をやっておりますが、その数字的な検討が十分終つておりませんから、その数字的検討を基準といたしまして、一応参考といたしまして、次の通常国会までにはお約束の通り一応の手直しをいたしたい、かように考えておるわけでありま

○受田委員 私これで終りますけれども、その数字が、いろいろな資料によつてやるといふ考え方もあるわけですが、大体資料はあなた方が平素多年にわたつて検討しておられるのですから、おおよそわかっているのです。わかっているのだから、今公社の実態調査を待つまでもなく、すぐどのくらいのところを目標にしたいという数字はわ

かるはずで。大まかなどのくらいを定員の中に入れ得るか、予算上の問題にもこれは影響するわけでございますので、そのところを、国家公務員法の改正を待つまでもなく、さしあたりどのくらいを、何万くらいを目標にするという大まかな線は用意されてもいいと思うのですが、そこを伺いた

○補原政府委員 重ねて申し上げるわけでございますが、そういうような作業をただいまいたしております。またこれは各省とも関係がある問題でございますので、各省との調整を待ちまして、次の国会までには具体的に案を出したい、かように考えておるわけでございますから、御了承願いたいと思

○受田委員 残余の質疑を保留して失礼します。

○相川委員 稲村隆一君。

○稲村委員 寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当制度について、その合理化をはかる目的をもつて、統一的な制度を実施する構想があらになりま

○今松政府委員 手当の問題を合理化せよという意見が相当ございまして、この問題は制度化をする場合になりま

○稲村委員 この点総務長官の方で非常理に氣をつけていたいただきたいのは、合理化ということによつて従来の実績を

無視せられることが往々にして私はあると思ひます。そういうようなことがないようになつて御注意を願いたい。たとえば金額のことでこれを是正するため、金額を整理するところが出てくる、そうならば、改善しなくてはならぬ、そうならば、その点まできま

○今松政府委員 ただいまの御希望の点はよく承つておきまして、検討したいと思ひます。

○西村(力)委員 関連して、今の、合理化を検討中だとありますが、その合理化の検討というものは、その三つの給与を一本にしようという、そういう計画の進め方であるのかどうか、その点はどうかですか。

○今松政府委員 この問題は今事務当局でまだ検討しておる段階でありまして、私も深い相談にはまだあ

○増子政府委員 手当の合理化という場合には、同じような性格、同じような内容の手当を一本化するとい

○西村(力)委員 結論に至らないならば、私の見解を少し述べてみたいと思ひますが、寒冷地給は、本俸に見合つて八割、六割、四割あるいは二割でしたか、一割五分でしたか、そういう支給になつておりますが、その他の石炭手当と薪炭手当は、独身者と世帯持ち、と

につきましましては、ただいま総務長官から申し上げましたように、現在結論というまでには至つておりません。

○西村(力)委員 結論に至らないならば、私の見解を少し述べてみたいと思ひますが、寒冷地給は、本俸に見合つて八割、六割、四割あるいは二割でしたか、一割五分でしたか、そういう支給になつておりますが、その他の石炭手当と薪炭手当は、独身者と世帯持ち、と

○今松政府委員 三、四十歳で扶養家族二人、こういう場合には非常に不合理が出てくるのではないかと。六十歳で扶養家族二人、三十歳で扶養家族二人、こういう場合には必要なる経費とい

○増子政府委員 手当の合理化という場合には、同じような性格、同じような内容の手当を一本化するとい

○西村(力)委員 結論に至らないならば、私の見解を少し述べてみたいと思ひますが、寒冷地給は、本俸に見合つて八割、六割、四割あるいは二割でしたか、一割五分でしたか、そういう支給になつておりますが、その他の石炭手当と薪炭手当は、独身者と世帯持ち、と

○今松政府委員 三、四十歳で扶養家族二人、こういう場合には非常に不合理が出てくるのではないかと。六十歳で扶養家族二人、三十歳で扶養家族二人、こういう場合には必要なる経費とい

合理的に、あるいは簡便になつてけつこうであるように思われるけれども、内容的には非常に矛盾した、合理的な立場を欠く結果が生まれると思ひますので、そういう無理なことは相当の検討を練られてやらなければならぬ問題である、こう考へる。その点は十分に御検討あつて、決して無理な一本化を進められることがないようにつまみ願ひしなければならぬ。それにつまみして、人事院においてはこの問題に対する検討が行われているかどうか。

○浅井政府委員 人事院といつても、人事院の権限内においては十分研究をいたしておりますが、これは御趣旨がありましたように、非常にむずかしい問題でありまして、まだ結論に達していません。

○西村(力)委員 人事院においてはその権限内において検討される、こういうことであります。人事院の権限内においては人事院の検討というものは一本化をはかるということと全然除外した立場において検討されておるかどうか。

○浅井政府委員 合理化という線は、公務員制度調査会の答申にもございす。合理化と申しますれば、やはり一本化ということも問題にならうかと考へますから、そういう点を含めて、つまり研究をしておる。権限内と申しましたのは、人事院が直接国会に法案を出せるものではないのであつて、やはりこれは勧告の程度にとどまるもの、その意味で申し上げたのであります。

○西村(力)委員 総裁の解釈は、僕は少し逸脱しておるのではないかと、いろいろな感じを持つのです。それはどういふことかという、一本化という、

法律を新しく制定しなければならぬというより全然別な方向に行く。ところがあの新炭手当なんかの法律においては、人事院の権限というものは、具体的にどういふ工合に支給するか、こういう支給地の変更より基準の引き上げなり、指定の勧告とか、そういうような法律のワク内において人事院の寒冷地給、その他に対する作業のワクといふものはきめられてあるはずである。これを合理化する、一本化する、そういう勧告をやるのだという、これは、法律第二百号の精神をはつきり飛び出した越権行為になるのではないかと、こういう工合に私は思われるのです。

○浅井政府委員 権限という言葉を私が使いましたために、問題があつたと思ひますが、人事院の勧告権といふものは二つあると思ひます。一つは、ただいまお示しのような、現在のあの手当に關する法律内の勧告は、内閣総理大臣に対する勧告でございまして、これもできると思ひます。それからまた法律の改正そのものの勧告も、これは公務員法の条文によつてできると思ひますから、これは両方できるのじやないかと思ひます。

○西村(力)委員 私は現実に法律二百号があつて、その法律においては具体的支給の問題についても勧告を要請せられておる。だからそのワク内に一応とどまつて、その作業を重点的にやるべきが當然じやないか。公務員制度調査室の方においては、それを一本化しようとか何とか、そういう考へ方を持つことは何も違法でも何でもないと思ひますが、人事院としてはまず法律二百号のワク内における権限を重点

的に今後にはつきりと責任を完遂するといふような方向に行かれるべきが当然であるのではないかと。今現にその法律があるのです。その法律は現に人事院に一つの仕事といふものを義務づけておるのです。そういう立場にあるのです。そのように現在法律がある限り、そこを重点としてやつていく。その法律が全然破棄されるような方向を先行せしめるということとは、やはり人事院は少し先に出過ぎるのではないかと、いふような気がするのですが、どうですか。

○浅井政府委員 ごもつともでございす。御説の通り人事院といつたしましては、現行の法律内における勧告といふことを、決して忘れておるわけではございせん。しかしながら、将来の問題といつたしまして、すべての給与はやはり合理的でなければならぬ。これは一つの大きな筋でもございすので、将来のこととあわせて考へるということも、決して悪いことじやないじやないかと思ひております。

○西村(力)委員 その点は論争しても私は決定的なものがちよつと欠けておりますが、ただ、ごもつともだと総裁はおっしゃいます。その点をもちつと精神的になさるべきことを私は要求したいと思ひます。そういうことであるとするならば、もう少し——寒冷地給の不合理的な正の陳情、諸願が今までたくさんありますが、他の諸願ですと、紹介議員に、私なら私にどういふ工合に処置したと言つてくるのですが、寒冷地給の諸願がこの委員会では採択になつたとなつたら、人事院においては一体どういふ工合に処理したのかわれわれには全然わからない、こういう点はど

うも少し置き去りにされているのじやないか。これは人事院の責任者としてその処理方を紹介議員なりあるいは諸願者なりに何らかの手当をしなければならぬのじやないか。それが今までなされてないといふのは、私たちがしては、他の例と比較しまして、どうも手落ちがあるし、どういふわけだろうかと、こういう工合に思つておるのです。その点はどうかでございまして、

○浅井政府委員 人事院といつたしましては、かつて地域給に対した皆さんの諸願なり交渉があつたと同じように寒冷地手当等につきましても、ただいま多くの諸願なり申し入れがございす。これらは決して粗末にしておるわけではなくて、それらも十分研究いたしまして合理的な改善をしたい、かように考へております。

○西村(力)委員 そういうお考えで諸願を見ていらつしやるでしようけれども、やはりその諸願者あるいは諸願の紹介議員に対して処理方を報告するとか、そういう義務があつた方の方にはないのですか。国会法の趣旨というものは、諸願があつた場合には、諸願の尊重という趣旨から紹介議員がそこに出て説明することができ、あるいはその結果については関係官庁からその処置方について報告をする、ここまで進められておる。それは今まで諸願という、選挙区のことだから、あとはどうなろうと問題ではないから全部採択にしましうといふような安易な諸願採択が行われた。それで国会の品位にもかかわるし、国民の意思をそんなに簡単に扱つてはいけないう考へ方から国会法の精神が變つてきたはずであ

る。ですから、人事院だけがそういう諸願の跡始末について報告をしないといふことは、国会法の趣旨から少し怠慢のそしりを受けるのではないかと考へるのです。ですから、その点についてどういふ工合にお考えになつておるか。現実に今まで回答がなされないで、おつた、それにはそれだけの理由があるのだと思ひます。

○浅井政府委員 一々そういう回答をする義務は制度的にはないと思つております。しかし大体その陳情の代表者が見えたような場合に対しては、われわれの考へ方はできるだけその席で説明をして差し上げることにいたしております。

○西村(力)委員 責任が明示されてないでしようけれども、私がさきに申しましたように、国会法改正の趣旨といふものはやはり相当見ていただかなければならぬじやないかと思ひます。だから、めんどうだからあまり個々にわたつて、そうしてまたこれをやるとか何とかいふことも簡単に言へない、全体に關連するものだから、一つ一つ、地域々の陳情を、お前のところはやるとか、お前のところはやらぬとかいふ回答はできぬから、それはなかなかやらぬだらうけれども、やはり陳情に見えたときに回答するといふだけじやなくて、国会法の精神を尊重するといふ建前から、一応はやはり跡始末をしてしかるべきではないかと思ひます。今後そういう場合におやりになるその回答の趣旨は何となるか、それは明確な回答でなくとも、諸願を受けて、検討中な検討中といふようなこともできるはずだと思ひます。少し形式的な主張になります

けれども、国会法の趣旨の尊重というものをもう少し具体化する必要があるのじゃないが、こういう工合に私は考えるのです。この取扱いについてはどういう工合になりますか、私の今の趣旨をお考えいただけるかどうか。

○浅井政府委員 御趣旨はよくいたでくのでありますけれども、ただ寒冷地の地域区分等の陳情は、すべて部分的な小さな部分のものが非常にたくさん来るといふことがあります。人事院といたしまして、その地域区分の勧告等をかりにいたすいたしますれば、これはやはり全国的なものになる。従いましてその結論がきまりません間は、個々に対してこれを回答を發するといふことは、實際上できないことでもあります。御趣旨はよくわかります。

○西村（力）委員 ちょっと関連でやつたのですが、寒冷地給その他今の問題については、あらためてまたやらしていただきたいと思うのですが、関連で長くやっても困ると思います。時間もないようですから、委員長の裁量にお願いしたいと思います。

○相川委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

昭和三十一年十一月九日印刷

昭和三十一年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局